## 市税減免

## 表 6 市県民税・国保

合計所得額	減免の割合
300万円以下	10分の10
300万円以上400万円以下	10分の8
400万円以上550万円以下	10分の 6
550万円以上750万円以下	10分の 4
750万円以上	10分の 2

## 表 7 介罐保除料

化 / 月暖休	70天个十	
合計所得額	対象保険料額	減免の割合
基準所得金額	世帯の保険料額に前年	40/\@40
(200万円)未満	の合計所得額に占める	10分の10
基準所得金額	農業(事業)所得金額の	10/100
( 200万円 )以上	割合を乗じた額	10分の8

問合せ 市高齢者支援課(介護保険料) 市保険課(国民健康保険税) 市税務課(固定資産税・市県民税) **23** 62 **2** 62

申請期間 11月2 (金)に減免に関する専門相談窓口を開 ]付窓口·申請書類 設します。 前田出張所では、12月3日(月)~ 各支所 市税務課、保険課、高齢者支援課 20月(火)~ 企画総務課、市民福祉課 12月28日(金)

申請受

付

平成19年台風11号及び前線による大雨にかかる災害の被災者の皆さまへ

## 国民年金保険料の納付が困難な場合はお早めに免除申請を

**6**2

住宅や田畑、その他の財産のなかで、最も大きい被害を受けた財産がその価格のおおむね2分の1以上の損 害額(保険等で補填される額を除く)である場合は、国民年金保険料が免除される場合があります。それには、 市役所に国民年金保険料の免除申請を行うことが必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。

#### 1 .申請方法

市役所保険課及び各支所において、「国民年金保険料免除申請書」及び「国民年金被災状況届」、被災金額及び 補填される額を確認するもの)を記載していただきます。

#### 2 添付書類

北秋田市消防本部(及び各分署)が交付する罹災証明(原本)を添付してください。

#### 3 .免除承認期間及び免除期間の考え方

原則として災害発生月の前月である19年8月以降の期間について承認することとなりますが、納付済みの 場合は返納されません。また、受給資格期間及び受給額への算入の考え方は、通常の全額免除と同じですの でご注意願います。

問合せ 市保険課年金担当 ☎62-1117 鷹巣社会保険事務所 ☎62-1497

# 国有財産の売却について

## 売払物件

大館市白沢字白沢437番13外1 土地3,027.90㎡ 鹿角市花輪字大清水18番4

土地409.87㎡ 建物 2 棟( 109.05㎡)

北秋田市脇神字高村岱1番11 土地3,492.34㎡

入札注意書及び契約条項の示す場所

米代東部森林管理署 業務第一課管理係

入札日時及び場所

11月20日(火)11:00米代東部森林管理署会議室 問合せ 米代東部森林管理署 20186-50-6130

# 住宅改良資金(被災者向け)

~豪雨災害により被害を受けた方に 住宅改修費用を低利に融資します

募集期間 平成19年11月1日~平成21年9月30日

県内に居住する住宅に被害を受け、り災 対 象 者

証明書の交付を受けた方

融資条件 融資金利 1.0%固定

融資限度 300万円 償還期間 10年以内

申 込 先 秋田銀行、北都銀行、各農業協同組合等

問合せ 県建築住宅課 2018-860-2561

## 豪雨災害により被害を受けた方に

# 市税・介護保険料を減免します

## 固定資産税(土地)

損害の程度 (土地の被害面積の割合)	減免の割合
8割以上	10分の10
6割以上8割未満	10分の8
4割以上6割未満	10分の 6
2割以上4割未満	10分の4

## 表 2 固定資産税(家屋)

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋 の原形をとどめないとき	10分の10
家屋の価格の6割以上の価値 を減じたとき	10分の8
家屋の価格の4割以上6割未 満の価値を減じたとき	10分の 6
家屋の価格の2割以上4割未 満の価値を減じたとき	10分の4

#### 表 3 市 早 民 税 · 国 保 · 介 謹

セく ラードラストレビッル	
納税義務者の状況	減免の割合
死 亡	10分の10
生活扶助	10分の10
障 害 者	10分の 9

## 表 4 市 世 民 税 • 国 保

れて コープトレング		
損害の程度	減免の割合	
	10分の3以上	40/\@ F N F
合計所得額	10分の5未満	10分の 5 以上
500万円以下	10分の 5	10分の10
500万円以上	10/\@25	10分の 5
750万円以下	10分の2.5	105700 5
750万円以上	10分の1.25	10分の2.5

#### 介護保険料

DI O THE PHIN	1 1	
損害の程度	減免の割合	
	10分の 2 以上	10分の5以上
合計所得額	10分の 5 未満	10分の5以上
基準所得金額	10/\0 5	10分の10
(200万円)未満	10分の 5	1050010
基準所得金額	40/\@05	10分の 5
(200万円)以上	10分の2.5	1077075

# 固定資産税・市県民税 国民健康保険税・介護保険料

その土地の面積の10分の農地または宅地につい減免対象・減免割合 が表1のとおり減免されます。損害程度に応じてその土地に対す

てその土地に対する課税の10分の2以上の場合は、地について、被害面積が

に準じて減免されます。 償却資産につい とおり減免され ます。 ては、

度に応じてその家屋に対する課税が表2 の2以上の損害を受けた場合は、 家屋につい て、その家屋の価格の 家屋減免の表2 、損害程の10分

されます。)減免対象、減免iた場合でも9月21日以後の とおりです。 固定資 産

係る市税等を減免します。(すでに納付し方に対し、災害を受けた日以後の納期により、家屋や事業収入等に被害を受けた北秋田市では、このたびの豪雨災害に 減免割合等は次 1等は次の 減免対象·減免割合

市

県民税

国民

は、表っとなっ 死亡した場合、 表3のとおり減免されます。

減免されます。 応じて表4( 介護保険料は表5)のとおりけた場合は、合計所得金額と損害程度に (介護保険料は10分の2以上)の損害を受 た実質損害額がその価格の10分の3以上

収入の減収割合(共済金等下の方で、農作物等による 外の所得が 4 1千万円以下 0 0 万円以

ん金額を控除した実

かつ農業所得以 ついて、保険金等の補てん金額を控除し 宅または家財( 介護保険料は住宅のみ)に の方(介護保険料は所得制限なし)で、 前年中の合計所得金額が 前年中の合計所得金額が1千万円以下 た場合または障害者となっ」した場合、生活扶助を受け た場合 住 )のとおり減免されます。

計所得金額に応じて表6(介護保険は表得金額の割合による税額(保険料)が、合質減収割合)が10分の3以上と認められ合(保険金等の補てん金額を控除した実 水被害を受け、事業による収入の減収割 下の方で、事業用資産(店舗、商品等)が冠 かつ事業所得以外の所得が400万円以 表7)のとおり減免されます。計所得金額に応じて表6( 介 前年中の合計所得金額が1千万円以下

健康 ること 計所得金額に応じて表6(介護保険料は得金額の割合による税額(保険料)が、合る場合は、合計所得金額に占める農業所質減収割合)が10分の3以上と認められ 保 険税 介 保